

※ 本資料の案内は、令和7年度予算の政府案を前提としたものであり、今後、国会の審議を経て変更がありうることに御留意ください。

## 令和7年度PFS支援制度について

令和7年1月7日  
内閣府 成果連動型事業推進室

PFSの一層の普及を図るため、内閣府では、令和7年度において、地方公共団体等に対して次のような支援を実施する予定です。

PFSに関する情報収集、事業実施を検討されている地方公共団体等におかれは、支援の内容及び募集スケジュールを確認の上、効果的な支援の活用を検討していただきますようお願いいたします。

### 1 職員研修等への講師派遣（※令和6年度現在においても利用できます）

PFSに関し、地方公共団体等の職員研修や庁内のPFS検討プロジェクトチームに対し、成果連動型事業推進室から講師を派遣します。

(<https://www8.cao.go.jp/pfs/koushi.html>)

### 2 専門家派遣事業（※令和6年度現在においても利用できます）

PFS事業の案件形成の過程にある地方公共団体に対し、事業案件組成に必要な成果評価や行政実務について専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣します。

(<https://www8.cao.go.jp/pfs/senmonka.html>)

### 3 エビデンス照会制度（※令和6年度現在においても利用できます）

PFS事業の導入を検討する地方公共団体等に対し、PFS関係府省庁が把握するエビデンス等の情報を提供します。

(<https://www8.cao.go.jp/pfs/evidenceyouyou.html>)

### 4 案件形成支援事業（コンサル派遣）

PFS事業の導入可能性及び具体的な事業実施方法等の検討を行う地方公共団体等に対し、事業構築の支援のため、内閣府が委託するコンサル事業者を2か年にわたり派遣するものです。

支援期間：令和7年度～同8年度の2か年

採択件数：2件（予定）

募集開始時期（予定）：令和7年5月～6月頃

### 5 成果連動型民間委託契約方式推進交付金

令和7年度からPFS事業を実施する地方公共団体等に対し、交付するものです。また、PFS事業の評価に関し、内閣府が委託する事業者の支援を受けることができます。

適用対象；【成果連動部分】

- ・補助率：2分の1・・・上限額：4,000万円  
(但し、先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円)

【中間支援事業者の活用費用部分】(先導案件のみ)

- ・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方

【ファイナンス部分】

- ・補助率：10分の10・・・上限額：500万円、SIBのみ

募集期間；令和7年1月下旬～3月中旬頃

## 6 官民ニーズ・シーズリストの作成、公表（※令和6年度現在においても利用できます）

PFS事業組成に関心のある地方公共団体が抱える社会課題（ニーズ）と当該社会課題の解決のためのノウハウを持つ民間事業者（シーズ）について、随時募集を行い、リスト化し、ポータルサイトで公表します。

<問合せ先>

内閣府成果連動型事業推進室<齋藤、中村、仲嶺>

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館12階

TEL：03-6257-1168（直通）

問合せフォーム：<https://form.cao.go.jp/keizai2/opinion-0008.html>